



別図

又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域を次のとおり定める。

令和八年六月一日

東京都知事 小池 百合子

台東区上野四丁目、上野六丁目、上野七丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、根岸一丁目、池之端三丁目、上野公園及び上野桜木一丁目のうち、別図に示す区域における地盤面から高さ十五メートル以上の空間

附 則

この告示は、令和八年六月一日から施行する。